

## 論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>第2回成長戦略ワーキング・グループ（令和2年10月20日）における議論を踏まえ、「ウェブ開示によるみなし提供制度の対象拡大措置の恒久化」について、規制改革推進会議からは以下のように対応を求めているところ。現在の検討状況についてご説明願います。</p> <p>○当面の規制改革の実施事項（令和2年12月22日 規制改革推進会議） エ ウェブ開示によるみなし提供制度の対象拡大措置の恒久化、バーチャル型株主総会の利用促進【a: 令和2年度中できるだけ早期に措置】 a 法務省は、令和3年3月及び6月に開催される株主総会について活用可能となるよう、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置を講じる。</p>
【回 答】	<p>令和3年1月29日、昨年の法務省令の改正と同様に株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大し、単体の計算書類等を含めることとする会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第1号）を公布し、同日から施行した。なお、当該改正は、主に本年3月及び6月に開催される株主総会において活用されることを想定し、令和3年9月30日限り、その効力を失うこととしている。</p>